

三朝町訓令第1号

三朝町住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年7月31日

三朝町長 松浦弘幸

三朝町住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要領の一部を改正する訓令

第1条 三朝町住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要領（平成18年三朝町訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(法的根拠)</p> <p>第2条 閲覧に関する事務は、法及び次に掲げる政令等（以下「法等」という。）に定めるところによるほか、この要領に定めるところにより取り扱うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>住民基本台帳の一部写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）</u></p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(閲覧の場所)</p> <p>第13条 閲覧簿の閲覧場所は、<u>町民課内</u>とする。</p>	<p>(法的根拠)</p> <p>第2条 閲覧に関する事務は、法及び次に掲げる政令等（以下「法等」という。）に定めるところによるほか、この要領に定めるところにより取り扱うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）</u></p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(閲覧の場所)</p> <p>第13条 閲覧簿の閲覧場所は、<u>町民税務課内</u>とする。</p>

第2条 三朝町住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要領の一部を次のように改正する。

様式第5号中「町民税務課」を「町民課」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年7月31日から施行する。